

「ナッジ理論を活用した特定健診受診勧奨に関する研修会」運営等委託業務仕様書（案）

1 委託業務名

「ナッジ理論を活用した特定健診受診勧奨に関する研修会」運営等委託業務

2 目的

本業務は、県内各保険者による受診勧奨等の取組を支援するため、ナッジ理論※を活用した受診勧奨資料作成に係る研修会を開催し、県全体の特定健診の受診率向上を図ることを目的とする。

※人間の行動を強制的にではなく、自然と促す方法を生み出すための理論

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

ナッジ理論を活用した特定健診受診勧奨資料作成のための研修会の企画・運営

5 実施方法

（1）研修企画

業務の目的を把握し、研修の企画を行うこと。研修の企画及び業務終了までのスケジュールを作成し、県と協議の上で進めること。

研修は計5回（福岡地区：2回、北九州地区：1回、筑豊地区：1回、筑後地区：1回）開催することとし、対面開催を基本とする。また、5回のうち少なくとも1回はオンライン併用とすること。

なお、内容については下記（例）に示しているとおり、座学だけでなく、演習等を盛り込んだ参加型の形式とすること。

対象機関	・各市町村 ・共済組合 - 地方職員共済組合福岡県支部 - 公立学校共済組合福岡支部 - 警察共済組合福岡県支部 - 福岡県市町村職員共済組合 ・健康保険組合連合会福岡連合会（各健康保険組合への案内を依頼） ・国民健康保険組合 - 福岡県医師国民健康保険組合 - 福岡県歯科医師国民健康保険組合 - 福岡県薬剤師国民健康保険組合 ・全国健康保険協会福岡支部 ・各保健福祉（環境）事務所
内容（例）	・ナッジ（理論）を活用したフレームワーク ・ナッジを活用するメリット ・ナッジを活用した具体的な受診勧奨事例 ・受診勧奨資料作成に係る演習、振り返り

(2) 準備

①日程・会場の確保

- ・下記会場を活用する場合は、日程・会場の確保は、原則として県が行うこととするが、別会場を提案することは妨げない。なお、北九州地区は、必ず、別途会場の確保が必要

【会場（案）】

地区名	会場名	住所	収容人数
福岡地区	吉塚合同庁舎 Y803	福岡市博多区吉塚本町 13-50	360 人
	千代合同庁舎 C301B	福岡市博多区千代 1 丁目 20-31	88 人
筑豊地区	飯塚総合庁舎 大会議室	飯塚市新立岩 8-1	72 人
筑後地区	柳川総合庁舎 大会議室	柳川市三橋町今古賀 8-1	111 人

- ・上記以外の会場の使用料等は、契約金額に含まれる。
(上記【会場（案）】で示した会場を使用する場合、使用料は不要。)

②講師の選定・連絡調整等

- ・講師の選定は、原則として委託先で行い、県と協議の上、決定すること。
- ・研修会で使用する資料、機器等の準備をはじめ、講師との連絡調整等は委託先で行うこと。
- ・講師への謝金等は契約金額に含まれる。

③案内、受講者の取りまとめ

- ・研修会の開催に関して、「(1) 研修企画」の対象機関に対して案内を送付すること。
- ・受講者の取りまとめは委託先が行うことを基本とする。

④受講料

- ・受講料は無料とする。なお、研修会会場までの交通手段は、受講者または受講事業所等が各自で対応すること。

⑤受講者アンケート

- ・研修会終了後に実施する受講者アンケートを作成し、結果をとりまとめること。内容については県と協議の上、決定すること。

(3) 当日運営

- ・研修会で使用する資料を会場まで搬送すること。なお、オンライン受講者には、事前にメール等で資料を送付すること。
- ・会場との連絡調整、会場の設営（後片付けを含む）、オンライン機材の配置・操作、受講者の受付・オンライン操作サポート対応、司会進行、講師への対応等を、県と調整の上、行うこと。
- ・オンライン併用で開催する際は、後日オンデマンド配信ができるよう、録画しておくこと。

(4) オンデマンド配信

- ・講師への出演許諾等オンデマンド配信に係る手続きは委託先で行うこと。
- ・オンデマンド配信は県で行うため、録画したデータを県に提出すること。
- ・配信期間は令和8年3月31日までとする。
- ・オンデマンド配信は「(1) 研修企画」の対象機関のみの限定公開とするため、対象機関に

動画 URL を案内すること。県において公開の手続きを行った後、委託先に動画 URL を送付することとする。

(5) 報告書等の提出

研修会終了後、受講者数、受講者アンケートの結果等に関する報告書を提出すること。提出先は福岡県保健医療介護部健康増進課とする。

6 その他

- (1) 委託業務に係る経費は、全て委託先で負担することとし、委託先の負担する経費は全て当該委託料に含まれるものとする。
- (2) 本仕様書に想定されていない業務（作業）が生じた場合は速やかに県に報告し、協議の上、対応すること。
事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、県に報告すること。
- (3) 委託先は、業務の遂行に関し、業務に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を確保すること。
- (4) 委託先は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、本業務以外の履行のための目的に使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (5) 本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (6) 委託先は業務実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性および安全性の確保に努めること。
- (7) 制作物の著作権は、県に帰属するものとするが、これによりがたい場合は、県と委託先の双方で別途協議を行う。
- (8) 原則、第三者への再委託を禁止する。ただし、事前に文書により県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託することができる。